

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和25年岩手県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
病 院		附 属 診 療 所		病 院		附 属 診 療 所	
名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置
[略]				[略]			
岩手県立磐井病院	一関市	<u>花泉地域診療センター</u>	<u>一関市</u>	岩手県立磐井病院	一関市		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。